

# 熱海市中小企業等 奨学金返還支援補助金

～従業員の奨学金を代理返還する  
中小企業等に対する補助金のご案内～

申請期間：  
令和8年5月1日～  
令和9年1月29日

熱海市では、中小企業等の人材確保を図るため、従業員が返還している奨学金を返還支援する中小企業等に対する『熱海市中小企業等奨学金返還支援補助金』を開始します。

## ■ことばの定義

### ①中小企業等

次のいずれかに該当するものをいいます。

- ア 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者
- イ 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者
- ウ 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人（社会福祉協議会を除く。）
- エ 医療法第39条第2項の医療法人

### ②従業員

中小企業等の正規雇用者のうち期間の定めがなく雇用されていること。

### ③奨学金

次のいずれかに該当するもの。

- ア 独立行政法人日本学生支援機構法第14条第1項に規定する学資貸与金
- イ 地方公共団体が学資として貸与する奨学金
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、学資として貸与を受けた資金であって、市長が認める貸与機関から貸与を受けたもの

## 補助制度の概要

### 【交付対象者（中小企業等）】

次の①～④の全てを満たす中小企業等が対象です。

- ① 市内に事業所を有すること。
- ② 就業規則、賃金規程等の定めるところにより、従業員に対して奨学金返還支援を実施していること。
- ③ 市税を滞納していないこと。
- ④ 熱海市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

### 【補助対象者（対象となる従業員）】

次の①～⑧の全てを満たす従業員が対象です。

- ① 正規雇用者のうち期間の定めがなく雇用されていること。
- ② 中小企業等が実施する奨学金返還支援の対象者であること。
- ③ 補助金の交付を受けようとする年度の末日において、年齢が35歳以下であること。
- ④ 市内の事業所に勤務していること。
- ⑤ 市税を滞納していないこと。
- ⑥ 奨学金の返還について、重複して公的機関からの支援を受けていないこと。
- ⑦ 奨学金の返還に延滞がないこと。
- ⑧ 熱海市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

### 【交付対象期間】

それぞれの補助対象者（従業員）につき、奨学金返還支援を最初に受けた月から起算して60月（奨学金返還が完了したときは、完了した日の属する月まで）。

### 【補助対象経費・補助額等】

補助対象経費は、交付対象者（中小企業等）が補助金の交付を受けようとする年度に補助対象者（従業員）に支給した手当等の額（中小企業等が奨学金貸与機関に直接送金する場合は、送金した額）の3分の2以内（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とします。

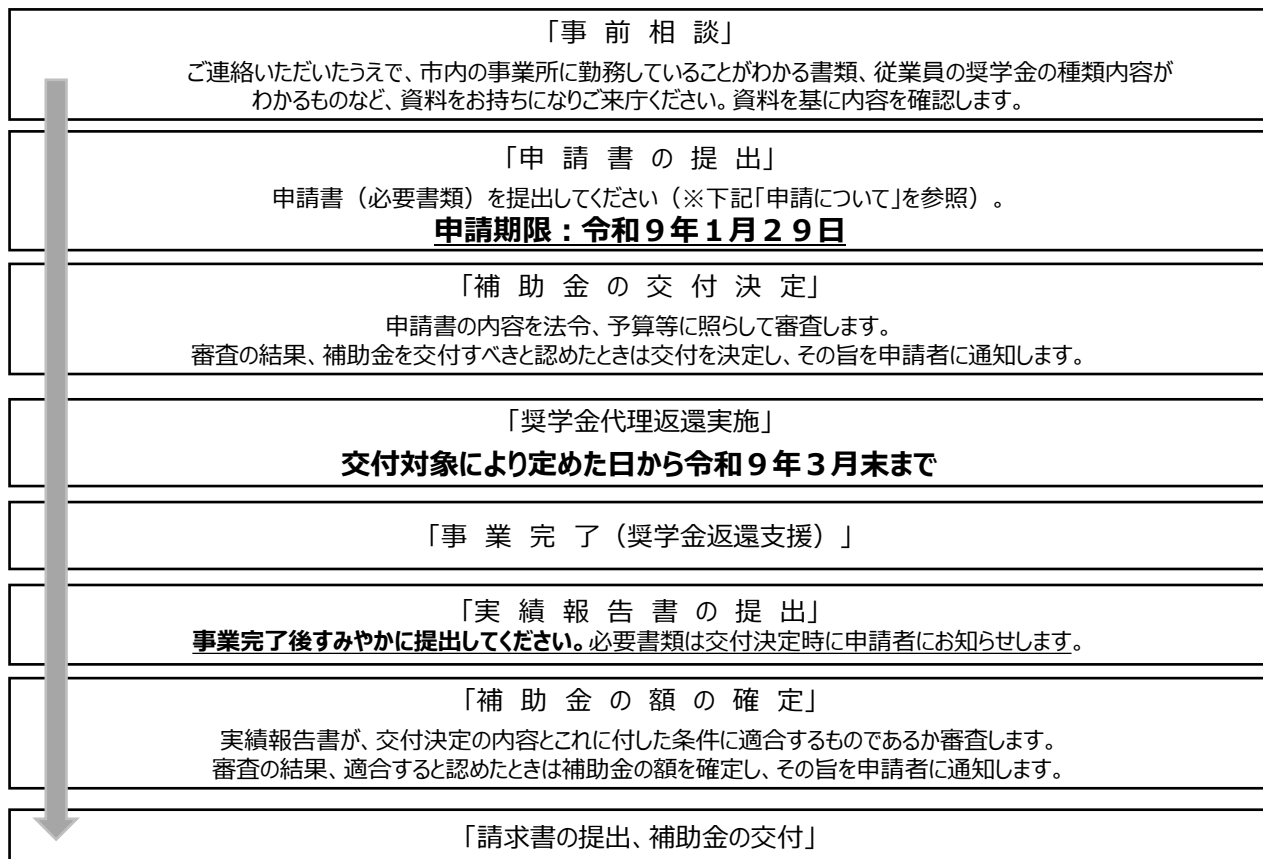
ただし、補助対象者（従業員）1人につき一の年度で12万円を上限とするとともに、交付対象者（中小企業等）につき一の年度で60万円を上限とします（人数の制限はありません）。

※ 補助対象期間は、令和8年4月1日から令和9年3月末までです。

## 補助制度を利用する際の手続きの流れ

本補助制度に係る手続きの基本的な流れです。

制度の利用をお考えの中小企業等の皆様、**申請前に事前にご相談ください！**



## 申請について

【必要書類】 ※指定様式は熱海市役所公式ホームページ <https://www.city.atami.lg.jp> からダウンロードできます

- ①補助金等交付申請書（※指定様式）
- ②事業計画書（※指定様式）
- ③就業規則、賃金規定等の手当等の支給根拠がわかる書類の写し
- ④誓約書（※指定様式）
- ⑤補助対象者の労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- ⑥補助対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ⑦補助対象者の奨学金返還額及び奨学生番号が分かる書類の写し
- ⑧中小企業等であることが確認できる書類（資本金又は従業員数が確認できる書類等）
- ⑨申請者及び補助対象者の市税の未納がないことの証明書

### 【受付期間】

随時受付を行います。予算の都合上、事前の告知なく締め切る場合があります。

### 【提出先】

**熱海市役所 観光経済課 産業振興室（第1庁舎3階）に持参**してください。（郵送不可）

## その他の注意事項

- 最終的な補助金の額は、交付決定されて事業が完了した後に、申請者から提出される実績報告書の内容を審査し、補助対象経費として認められたものの合計額を基に確定されます。必ずしも交付決定額の全額が交付されるものではありません。
- 実績報告書には、支払いしたことを証する書類が必要となりますので、ご注意ください。
- 補助金を目的外に使用するなどした場合は、交付決定を取り消し、返還していただくことがあります。
- 本補助金に係る経費の収支が分かる書類、帳簿等については、5年間保管をしてください。

## 【お問い合わせ】

熱海市役所 観光経済課 産業振興室

〒413-8550 静岡県熱海市中央町1番1号

電話：0557-86-6200

FAX：0557-86-6199

E-mail：sangyoshinko@city.atami.lg.jp